

中島病院旧本館条例施行規則

平成21年8月1日

津山市規則第39号

(目的)

第1条 この規則は、中島病院旧本館条例（平成20年津山市条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用申請)

第2条 条例第9条第1項の規定により中島病院旧本館（以下「旧本館」という。）の利用許可を受けようとする者は、中島病院旧本館利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請書の受付は、利用日の属する月の3箇月前の月の初日（その日が休館日のときは、その日後において最も近い開館日とする。）からとする。

(利用許可)

第3条 市長は、旧本館の利用を許可したときは、中島病院旧本館利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(利用許可の順位)

第4条 利用許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(連続利用の制限)

第5条 旧本館を連続して利用できる期間は、14日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第6条 条例第12条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、中島病院旧本館利用料金減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用時間の解釈及び延長)

第7条 利用時間は、実際に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 旧本館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用を開始した後においては利用時間を延長することができない。ただし、市長が特に認めた場合で、延長する利用時間に係る利用料金が納付されたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し)

第8条 利用者は、旧本館の利用許可の取消しの承認を受けようとするときは、中島病院旧本館利用許可取消申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第9条 条例第13条ただし書の規定により、災害又は利用者の責めに帰さない事由により、旧本館を利用することができなくなった場合は、既納の利用料金の全額を還付する。

2 前項の利用料金の還付を受けようとする者は、中島病院旧本館利用料金還付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第10条 旧本館の利用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。

（1） 許可なくして募金その他これに類する行為をしないこと。

（2） 許可なくして物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為（非営利行為を含む。）をしないこと。

（3） 許可なくして壁、柱、扉等にはり紙をし、又は立看板等を取付けないこと。

（4） 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

（5） 前各号のほか職員の指示する事項

2 利用者は、前項に規定することのほか、次の事項を守らなければならない。

（1） 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。

（2） 入場者に前項に規定する事項を遵守させること。

（き損等の届出）

第11条 旧本館の施設、設備又は器具をき損し、汚損し、又は滅失した者は、その旨を直ちに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第12条 条例第4条の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下この条において「指定管理者」という。）に旧本館の管理を行わせる場合における第2条から第9条まで及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、様式第1号から様式第5号までの様式中「津山市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

中島病院旧本館利用許可申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所(所在地)
 (団体名)
 氏 名
 (代表者職及び氏名)
 電 話 番 号

中島病院旧本館の利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行事等の名称	
利 用 目 的 (具体的に)	(営利・非営利)
利 用 日 時 (準備及び後片付けを含む。)	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで (時間)
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 2階多目的室1 <input type="checkbox"/> 2階多目的室2 <input type="checkbox"/> 2階多目的室3 <input type="checkbox"/> 2階多目的室4
特 別 の 設 備	設置する() ・ 設置しない
持 込 器 具	有() ・ 無
利用予定人数	人
利 用 責 任 者	氏名 電話番号
行事等の開始・終了日時 (準備及び後片付けを除く。)	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで
利 用 条 件	(この欄は記入しないこと。)

※利用料金明細(この欄は記入しないこと。) (営利・非営利)

区 分	利用料金納付額	領収日及び領収番号
利用料金		年 月 日 第 号
追 加 利用料金		年 月 日 第 号

※許可日 年 月 日 許可番号 号

様式第2号(第3条関係)

中島病院旧本館利用許可書

第 号
年 月 日

様

津山市長



中島病院旧本館の利用について、次のとおり許可します。

行事等の名称	
利用日時 (準備及び後片付けを含む。)	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで
利用施設	<input type="checkbox"/> 2階多目的室1 <input type="checkbox"/> 2階多目的室2 <input type="checkbox"/> 2階多目的室3 <input type="checkbox"/> 2階多目的室4
利用予定人数	人
備 考	注意 1 利用者は、旧本館の利用に当たっては、施設等を善良な管理者の注意をもって管理すること。 2 利用者は、利用を終えたときは直ちに施設等を原状に復すこと。 3 利用許可後、利用を取りやめる場合には必ず連絡すること。

※利用料金明細

区 分	利用料金納付額	領収日
利用料金		年 月 日

様式第3号(第6条関係)

中島病院旧本館利用料金減免申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所(所在地)
 (団 体 名)
 氏 名
 (代表者職及び氏名)
 電 話 番 号

中島病院旧本館の利用料金の減免について、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで		
利用許可施設	<input type="checkbox"/> 2階多目的室1 <input type="checkbox"/> 2階多目的室3	<input type="checkbox"/> 2階多目的室2 <input type="checkbox"/> 2階多目的室4	
減 免 申 請 額	円		
申 請 の 理 由			

様式第4号(第8条関係)

中島病院旧本館利用許可取消申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所(所在地)
 (団 体 名)
 氏 名
 (代表者職及び氏名)
 電 話 番 号

中島病院旧本館の利用許可の取消しについて、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで		
利用許可施設	<input type="checkbox"/> 2階多目的室1 <input type="checkbox"/> 2階多目的室3	<input type="checkbox"/> 2階多目的室2 <input type="checkbox"/> 2階多目的室4	
申請の理由			

注：利用許可書を添付してください。

様式第5号(第9条関係)

中島病院旧本館利用料金還付申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所(所在地)
 (団 体 名)
 氏 名
 (代表者職及び氏名)
 電 話 番 号

中島病院旧本館の利用料金について、次のとおり還付を受けたいので申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで		
利用許可施設	<input type="checkbox"/> 2階多目的室1 <input type="checkbox"/> 2階多目的室3	<input type="checkbox"/> 2階多目的室2 <input type="checkbox"/> 2階多目的室4	
利用取消施設	<input type="checkbox"/> 2階多目的室1 <input type="checkbox"/> 2階多目的室3	<input type="checkbox"/> 2階多目的室2 <input type="checkbox"/> 2階多目的室4	
既納の利用料金	円	還付申請額	円
申請の理由			

注：既納の利用料金に係る領収書を添付してください。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)